

各都道府県水道行政担当部（局）殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者  
水道用水供給事業 } 殿

（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

「水道事業における分散型システムの導入検討手引き」の公表について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、水道事業を取り巻く環境は、人口減少による収入減少、自然災害の激甚化など厳しさを増している中で、強靱で持続可能な水道を実現するため「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」を進めることが重要となっています。

国土交通省では、令和8年1月に有識者、事業主体である地方公共団体等からなる『「水道事業における分散型システムの導入手引き」検討委員会』を設立し、水道事業における分散型システムの導入手法について、これまで3回の検討会を開催し、議論を進めてきました。

今般、当該委員会での議論を踏まえ、水道事業者が水道事業として分散型システムの導入（水道施設の分散化）を検討する際に活用できる手引きを「水道事業における分散型システムの導入手引き」としてとりまとめましたので公表します。

各水道事業者におかれましては、本手引きを参考に「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」に向けた検討を進めていただくようお願い申し上げます。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

**【別添】**

水道事業における分散型システムの導入手引き（概要版）

マニュアルの本文は以下の URL で公表しています。

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo\\_watersupply\\_tk\\_000001\\_00098.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00098.html)

**【連絡先】** 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

船橋、渡部、島見、小家石

TEL 代表 03-5253-8111（内線 34-405、34-411）

E-mail : hqt-suidougijutsu@ki.mlit.go.jp